

公理體系の二種

園 正 造

數學は一般に或る一團の命題から成立つてゐる。而して各々の命題は其れより後に來るものゝ論理的演繹に非ざる様に排列せられてゐるのである。斯くの如く排列せられたる一團の命題に於て第一の命題は云ふまでもなく他の命題から演繹せられたるものでない。故に演繹的證明をなすに當つては、常に何等かの假定の存在することを認めねばならぬ。數學の出立點は常に若干の命題の體系 (Set of propositions) であり、しかも其等は全く證明せられずに殘されたるものなのである。

同様に數學の命題に於ては定義せられてゐない用語 (term) が若干存在することを認めねばならぬ。一の用語を定義するには其意義の既知なりと認められたる用語によつて定義するより外はないからである。従つて數學に含まれたる最初の命題に

於ては定義せられざる用語が常に前提せらるゝのである。

かくの如く數學に於ては論理的に見て定義せられざる用語及び證明せられざる命題の存在することが知られるのである。而して後者は普通に公理 (Axiom) 又は公準 (Postulate) と稱せられる。實際の取扱上より見ればできるだけ簡單なる命題を公理として選定し之より複雑なるものに進むのが便宜であるが、理論上より云へば必ずしもかくせざるべからざる理由は少しもないのである。余は茲に公理の諸性質——例へば公理は自明の眞理であるか、又は先驗的判斷であるかといふが如き——を論じ、又は各命題に於て定義せられざる用語について云爲しようとするのではない。たゞ數學の一部門に於ける公理の全體を總括して之を一體として見たるとき公理の體系には二の區別があるといふことを、述べて見たいと思ふのみである。(哲學會に於ては此等の點について少しく述べたのであるが茲には省いて置く)。

上に述べたことを一層明瞭ならしむるために一例をユークリッドの幾何學にとつて見よう。ザェレンは次の如き十二の公理と若干の定理とを以て幾何學を組織した。

公理一 少くとも二つの異なる點が存在する。

公理二 點 A, B, C が Order ABC に於てあるときは彼等は又 Order CBA に於てある。

公理三 點 A, B, C が Order ABC に於てあるときは彼等は Order BCA にあらず。

公理四 點 A, B, C が Order ABC に於てあるときは A は C と異なる。

公理五 A, B が任意の異なる二の點なるときは A, B, C が Order ABC に於てあるやうな點 C が必ず存在する。

定義一 A, B が異なる二點なるときに線 AB とは次の諸點よりなれるものをいふ。

1. A 及び B 、

2. ABX, AXB, XAB 等の孰れかの Order に於てある凡ての點 X 、

以下省略する。(Vohl: N: A System of Axioms for Geometry, Trans. Amer. Math. Soc. V. P. 3
43. 1904)。

而して之等の公理は凡て先行者の論理的演繹の結果ではない。従つて此等は孰れも證明せられざる命題であり、この命題に含まれたる用語例へば點とか Order とかいふ如きは何等の定義をも受けてゐないものである。故に形式上より見れば用語「點」は全く未知のものであり、公理に含まれたる内容以外には全く意味を有せざる記

號 (symbol) として取扱はるべきものと云はねばならぬ。吾人は點の代りに全く無内容なる元素 (element) を以てしても何等の差支がない筈である。従つて幾何學とは上掲の如き種々なる公理を以て定められたるエレメントの集合を研究する學問であるとも言ひ得るであらう。

茲に於て一の問題がふこつて来る。即ち斯くの如く抽象せられたる結果は果して從來ユークリット幾何學と稱せられたるものを猶且完全に特徴づけることができ得るであらうか。詳しくいへば、點を公理に含まれたる事項以外に全く無内容なる記號と見做したるときにこの公理より續行する命題と通常吾人の考ふるユークリット幾何學以上十二の公理を満足すると同時に點、オリヂー等の用語に相當の意味を與へたるもの(の)命題とが全く同一のもの (equivalent) であるか、或は兩者は本質上全く異つたものであるか。前者に於て成立する命題は後者に於ても無論成立すること、は明かであるが、後者に於て正しき命題が果して前者に於ても正しいかどうかは吟味を要する問題である。

此種の問題は單に幾何學に限らず、數學の孰れの部門に於いても之が抽象的式述を行ふと共に起り來るべき問題の一つであらう。余は茲にこの問題に對する一の

答を提供せんと試みるものであるが、要するにこの問題の解答は公理の體系の性質如何によつて然りともなり否ともなるのである。

二

前節に於て余は公理の體系に二の區別あることを述べたが次にこのことを説明するために例を群 (Gruppen) と有限體 (endliche Körper) とにとつてみよう。この兩者は一部の人々には理解しがたいかもしれないが形式上公理を吟味するには却つて都合がよいと思はれるからである。

正の有理數の全體但し零を除くを考ふるに任意の二數の乘法及びその逆なる除法は常に可能であつてしかも其の積及び商は有理數である。此の種のエレメントの集合を群といふのである。群の概念は公理體系を説明するに當つて重要な意義を有つてゐるから余はもう少し嚴密に群の數學的定義を述べておきたいと思ふ。

算術代數に於ける對象を定義するには第一にエレメント間の「相等」(equality)を定め、第二にエレメント間の結合 (Composition) を規定し、第三には結合の法則に關する公準を與へねばならぬ。或る集合に屬する二のエレメントの相等及び不等は定義によ

つて定められる。而してその定義は二の叙述より成立する。一は二のエレメントの相等しきことを説明し、他は彼等の相等しからざることを説明する。かくの如き定義を立てるに當つては次の三條件以外には何等の制限もないのである。

第一、各エレメントは定義の結果として各々夫自身に等しい。 a が b に等しければ b は a に等しい。

第二、此の集合の二のエレメントは互に相等しきか、然らざれば不等である。

第三、 a が b に等しく b が c に等しければ a は c に等しい。

さて二のエレメント a, b に對して第三のエレメント c を想定する (Zurordnen) ことを a と b とを結合すると云ひ、 c を結合 (composition) の結果と云ふ。而して a と b との結合を \cdot にてあらはし、時として之を a と b との積とも云ふ。

但し茲に注意すべきことは a と b との結合の結果 \cdot とその逆の順序に於て結合せられたる結果 \cdot とは必しも一致せしめる必要がないといふことである。

a, b が夫々 a', b' に等しければその積 \cdot 及び \cdot も亦相等しき様に定義せられたる結合は一意的結合 (eindeutige Composition) と云はれる。群及び體に於ける結合は勿論一意的結合である。

茲にエレメントの集合 G があつてそのエレメントの間に結合が定義せられてあると假定する。若し G が次の四の公準を満足するときは G を一の群(定義せられたる結合について)と云ふのである。

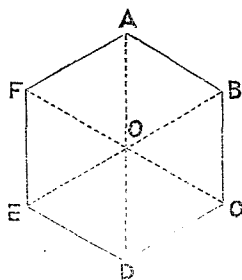
- 一、 a と b とが G のエレメントであるならばその積 ab は又 G のエレメントである。
- 二、 G の三エレメント a, b, c に就いて結合の法則 (Law of Association) 即ち $(ab)c = a(bc)$ の關係が成立する。

三、 G の各エレメント a に對し $ae = ea = e$ であるやうなエレメント e が G に存在する。

四、 G の任意の與へられたるエレメント a に對して $ae = e$ となるやうなエレメント a' を G よりとることが出来る。但し茲にいふ e とは第三に述べたる e と全く同意味のものである。

(此等の點に關しては京都理科大学紀要第二卷第三號拙論文を参照せられたし。今群の概念を明かにするために一例をあげる。

例一、正六角形 $ABCDEF$ をとる。中心 O に直角なる直線を軸として 60° 廻轉すればこの正六角形は前と同じ空間を占有する。又 60° の倍数だけ廻轉するもこの圖形は常に同一の空間を占有する。かくの如く正六角形 $ABCDEF$ に運動の前後に於て同



一の空間を占有するやうに平面運動この六角形の平面内の運動を興へることができ。此の種の運動はOを中心とする上述の運動であつてこの外にはない。但しOを中心として無限に可能なる此の種の運動をまとめて運動後頂點A, B, C, 等が、夫々舊位置に來るときは全く運動せざりしものと同一視する。

次に二の運動に於て頂點A, B, C, 等が同一の位置に來るときはこの兩運動は相等であるとする。故に上述の運動に於て吾人の考へ得る凡ての運動は次の六種となるのである。即ちOを中心として時計の針とは反對の方向に夫々 60° 120° 180° 240° 300° を廻轉したるものと及び全く廻轉せざるもの(即ち 0° の廻轉)とである。全く廻轉せざるときは頂點A, B, C 等は盡く舊位置にあるから之を表はすに $(ABODEF)$ を以てする。

次に 60° 廻轉したるときはA, B, C 等の舊位置にB, C, D 等の頂點が來る故に $(BODEFA)$ となる。以下順次同様の記號を採用すれば六種の運動は、

- | | | |
|------------|------------|------------|
| $(ABODEF)$ | $(ABODEF)$ | $(ABODEF)$ |
| $(ABODEF)$ | $(BODEFA)$ | $(BODEFA)$ |
| $(ABODEF)$ | $(ABODEF)$ | $(ABODEF)$ |
| $(DEFABC)$ | $(EFABCD)$ | $(FABODE)$ |

となる。次に甲運動を行ひ更に乙運動を行へる結果を甲と乙との積と定義する。

例へば、

$$\begin{pmatrix} \text{ARODEF} \\ \text{BODEFA} \end{pmatrix} \text{と} \begin{pmatrix} \text{ARODEF} \\ \text{ODEFAB} \end{pmatrix} \text{との積は} \begin{pmatrix} \text{ARODEF} \\ \text{DEFABC} \end{pmatrix}$$

となる。何となればこの運動は前者によつて 90° 廻轉せられたる後更に後者によつて 120° 廻轉せられたるものであるからして、その結果は舊位置より 180° 廻轉せられたこととなるのである。以下かくの如くして種々なる積を考へることができらう。而してこの結合を吟味するに群に關する四の公準を満足することは容易に知ることができる。故に此等の運動は一の群を形成するのである。

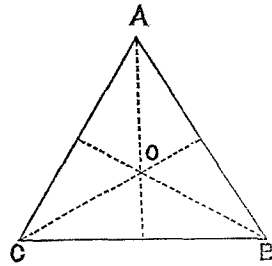
さて上述の如く二の運動の積は

$$\begin{pmatrix} \text{ARODEF} \\ \text{BODEFA} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \text{ARODEF} \\ \text{ODEFAB} \end{pmatrix} \parallel \begin{pmatrix} \text{ARODEF} \\ \text{DEFABC} \end{pmatrix}$$

であると同時に又

$$\begin{pmatrix} \text{ARODEF} \\ \text{ODEFAB} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \text{ARODEF} \\ \text{BODEFA} \end{pmatrix} \parallel \begin{pmatrix} \text{ARODEF} \\ \text{DEFABC} \end{pmatrix}$$

である。一般にかくの如く孰れの二運動をとるも甲と乙との積は常に乙と甲との積に等しきことは容易に知り得るであらう。此の點は今の問題にとつて極めて重要な意義を有するから特に注意せられんことを望む。



例二、正三角形 ABC をとる。今運動の前後に於て同一の空間を占有する如き方法に於て三角形 ABC を廻轉せしめる。(但しこの場合に平面運動のみではなす)。

かくの如き運動は云ふまでもなく無限に可能であらう。

例へば O を中心とする 120° の平面運動(三角形 ABC の平面に於て)又は 120° の倍數度の運動及び AO を軸とする 180° の廻轉等が即ち夫れである。茲に於ても頂點 A, B, C が運動後に於て舊位置に来るときは全く運動せざるものと見做し、之を表はすに (ABC) を以てする。次に二の運動に於て A, B, C が孰れも同位置に来るときはこの兩運動を相等しいと見なす。相等を斯くの如く定義すれば吾人の考へ得る凡ての相異なる運動は左の六種となるのである。

(1) (ABC)
 (ABC)

(2) 正三角形 ABC を中心 O の周りに 120° 及び 240° 廻轉せしむる場合(時計の針と反對の方向に)には頂點 A, B, C の舊位置に夫々 B, C, A 及び C, A, B が来る故に此二種の運動は夫々 (ABC) (ABC) (ABC) (ABC) (BOA) (OAB) を以て表はされる。

(3) 正三角形 ABC 内に固定せる三軸 OA . OB . OC の周りに 180° の廻轉を行ふときは三種の運動は夫々 $(\begin{smallmatrix} ABO \\ AOB \end{smallmatrix})$ $(\begin{smallmatrix} ABO \\ OBA \end{smallmatrix})$ $(\begin{smallmatrix} ABO \\ BAC \end{smallmatrix})$ となる。何となれば OA を軸として 180° 廻轉すれば頂點 B と C とは其位置を顛倒し頂點 A は舊位置に止るが故に $(\begin{smallmatrix} ABO \\ AOB \end{smallmatrix})$ となり同様に OB . OC を軸として廻轉したるときも夫々 B . C が舊位置に止り他の二頂點が其位置を顛倒するからである。

次に前例に於てなしたる如く二の運動を續行したる結果を兩運動の積と定義する。例へば

$$\begin{pmatrix} ABO / ABO \\ BCO / AOB \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} ABO \\ OBA \end{pmatrix}$$

$$\begin{pmatrix} ABO / ABO \\ AOB / BCO \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} ABO \\ BAC \end{pmatrix}$$

以上六種の運動が又一の群を形成することは容易に證明し得らるゝであらう。然るに茲に注意すべきは上例の如く甲運動と乙運動との結果が必ずしも乙と甲との結果に等しくないといふことである。此の事は前に掲げた正六角形の群と異なる點であり、吾々の問題にとつて極めて重要な意義をもつてゐるのである。

さて二の群が相等であるとは如何なる場合を云ふか。群の定義に於てはたゞエレメントの結合に關する規定があるのみであつて、エレメントの内容については公

準に現はれたる規定以外に何等の制限もないのである。故に同一の法則を有する群は先づ相等しいと見て差支へないであらう。但しこの場合にはエレメントの内容については少しも考へず群をたゞ抽象的に思惟するのは無論である。

G, G' を同数のエレメントよりなる二つの群とする。今 G の各エレメントに G' のたゞ一個のエレメントが對立し逆に G' の各エレメントに G の單一のエレメントが對應するとする。而して G の二のエレメントの積 ξ に G' の二のエレメント $(a$ 及び b) に對應する所の積 η が對應するとする。 G と G' とのエレメントの間にかくの如き對應が成立するときは G と G' とは互に同態 (isomorphic) であると云はれる。

G と G' とが同態であるならば G に於て成立する所の命題は G' に於ても亦成立する。故に群の表現様式 (mode of representation) に無關係なる性質のみを論ずるときは同態の群は同一であると見做して差支がないであらう。

こゝに注意すべきは群を構成するエレメントの數が同一であつても必しも同態でないといふことである。例へば前例について云へば例一に於ては二のエレメント甲と乙との積は乙と甲との積に等しいけれども第二の例に於ては必しも然うではない。故に兩側に於ける群のエレメントの數は同一であるが兩者は決して同態

たることができない。若し同態であるとするならば上述の二例に於て兩群の各エレメントは夫々一々意的に對應しなければなるまい。前者のエレメント a, b が後者のエレメント a', b' に夫々對應するものとすれば積 ab には積 $a'b'$ が對應し、積 ba には積 $b'a'$ が對應すべき筈である。

而して前者に於ては ab は常に ba に等しき故に後者に於ても亦 $a'b'$ が $b'a'$ に等しくなければならぬ。然るに後者に於ては前例に示したる如く $a'b'$ は必ずしも $b'a'$ に等しくならぬ。故にこの二の群は同態たることはできない。

この例によつて見ても二の群は假令之を構成するエレメントの數が等しくとも必しも同態とは限らぬことが明かであらう。此點は特に注意を要するのである。

三

次に有理數の全體をとつて見よう。(この有理數には無論零も負をも含む)。今其の任意の二數をとり之に加減乗除を行つても其結果は依然として有理數である。但し零を以て割ることを除く。

以上の如く一團の數に於てその任意の二數をとり之に四則を施してもその結果

が依然として此の團體に屬するときにはこの數の一圍を體(Körper)といふのである。(但し零によつて割ることを除くのは無論である)。

茲に定義したのは數より成立する體即ち數體(Zahlkörper)についてであるが吾人は此意義を擴張して一般に次の如く言ふことができるのである。即ち一のエレメントの團體に於て結合の二種の法則(上例に於ては加法及乘法が與へられ其團體の内部に於てこの二種の結合並に其の逆が自由に旋し得るときは恰も上例に於ける四則の如く)此のエレメントの團體を體といふ。この定義は嚴密でないから或は理解し難いかもしらぬが茲には體の概念を説明するに唯數體を以て代表せしめて置かう。(Dickson: Trans. Amer. Math. Soc. Vol 4 p. 17(1903))。

體を構成するエレメントの數(Azahl)は有限の場合と無限の場合とがある。茲には必要上有限數の體について一二の例をあげて見よう。

例一、一の整數 a をとる。 a を 7 にて除しその商を q とし剩餘を r とする。

即ち

$$a = 7q + r$$

$$0 \leq r < 7$$

a が正なるときは勿論、負のときに於ても右式を満足するやうに整數 q を選ぶことができる。換言すれば q を適當にとることによつて r が 7 より少なる正整數或

は零となるやうにすることができ。故に今後吾人が剰除といふのは7より大ならざる正整数又は零を意味するものとするのである。

今 a と b との二數があつて之を7にて除するとき夫々の剰除が相等しき場合には a と b とは法 (Modulus) 7 について同餘 (Congruent) であると名づける。さうして之を示すに $a \equiv b \pmod{7}$

を以てする。 a と b との差が7にて割り切れるときは上定理によりこの兩者は互に同餘 (Congruent) なることは明かであらう。今7より大ならざる整数

0, 1, 2, 3, 4, 5, 6 (此團體を R と名づく)

を見るにその孰れの二數の差も決して7にて割りきれない。故にこの七數の中には同餘 (Congruent) の數がない譯である。即ち此等の一團の數は法7について互に同餘 (Congruent) でなければならぬ。然るに一方に於て如何なる數をとつてもこの七數の孰れかに同餘 (Congruent) である。何となればこの整数を7にて割ればその剰餘が七數の孰れか一つになるからである。故に R の二數 a と b との和 $a+b$ 其差 $a-b$ 及び其積 ab は孰れも R の孰れか一つに法7について同餘 (Congruent) でなければならぬ。 $a+b$ が R の c に同餘 (Congruent) なる場合即ち

$$a + b \equiv c \pmod{7}$$

なるときは之を以て法7についての加法と定義する。減法及乘法についても之と同様に定義することができるであらう。かくの如く加減乗の三則を定義すればRの二数の加減乗の結果は依然としてRに属することゝなる。一言にしていへばRの内部に於て此の三則が常に可能なのである。然らば除法は果して如何であらうか。茲には證明を省くが除法も亦零によつて行ふ除算を除けば常に可能なることが知られるのである。換言すれば a, b が與へられたる時は

$$ax \equiv b \pmod{7}$$

を満足する如き x は常にRの中に存在し、しかも唯一つ存在するのである。一例をとれば2を3にて割りたる商即ち $2x \equiv 3 \pmod{7}$ となる様な x は5である。何となれば $2 \times 5 \equiv 10 \equiv 3 \pmod{7}$ であるからである。

以上の如く七個の數からなつた團體Rはその内部に於て四則が常に可能であるといふことが知らるゝであらう。故に前述の定義によりRは一の體(Körper)を形成するのである。

例二、 i を $\sqrt{-1}$ とする。今 $a + bi$ 、 a 及び b は共に整数の形にて表はされたる

714 複素數の一團をとつて見よう。若しこの二數 $a+bi$ 及び $c+di$ に於て

$$a \equiv a' \pmod{7} \quad b \equiv b' \pmod{7}$$

といふ關係が成り立てば此兩數は法7について互にコングルイエントであるといふ。而して之を $a+bi \equiv a'+b'i \pmod{7}$

を以て表はす。前例と同様にして x 及び y に夫々 0 1 2 3 4 5 6 を與へて得べき 7^2 の數

$$x+iy \quad (x,y=0, 1, 2, 3, 4, 5, 6) \quad (\text{此團體を } K \text{ と名づく})$$

は互に7についてインコングルイエントである。又前例と同様に如何なる數も此團體の孰れか一の數にコングルイエントなることも明かである。次に K の二數 $a+bi$ 及び $c+di$ の和及び差 $(a_1+ia_2)+(b_1+ib_2)$ 及び積 $(a_1a_2-b_1b_2)+i(a_1b_2+a_2b_1)$ は孰れも K の孰れか一つにコングルイエントでなければならぬ。故に K の内部に於ける加減乗の三則は例一の場合と同様に定義し得らるゝことは明かであらう。又この場合零によつての除算を除けば乗法の逆たるべき除法も常に K の内部に於て可能なることは容易に知らるゝのである。詳しくいへば $a+bi$ 及び $c+di$ が與へられたるときは、

$$(a+bi)(x+yi) \equiv c+di \pmod{7}$$

となる様な $a+bi$ は常に存在し、しかも唯一つ存在する。(但し $a+bi \equiv 0 \pmod{7}$ の場合を除く)。

以上によつて見れば K は法 7 に就ての加減乗除が其内部に於て常に可能なることが知られる。故に K は一の體である。

此の K は 7^2 個よりなれる一種の體である。而してこの體の外にも 7^2 個のエレメントよりなれる體は無限にあることが容易に知られる。然らば之等の種々なる體の間には果して如何なる關係があるか。單に同數のエレメントよりなるといふ以外に何等かの關係がないであらうか。體 K とエレメントの數を同じくしながらしかも之と全く性質を異にせる體がないであらうか。茲には證明を省くが實際に於てかくの如き異質の體は決して存在しない。 7^2 個のエレメントよりなる體は本質的に唯一つである。この事は有限體に於て重大なる性質であるから特に讀者の注意を促して置く。

次に體の同態(isomorphism)についてのべて見よう。二の體 A 及び A' がイソモルフであるといふのは次の如き條件が満足せらるゝときに名けられるのである。

一、 A のエレメントと A' のエレメントの間に一々の對應が成立し、

二、 A' のエレメント $a' b'$ に A のエレメント $a b$ が對應するとすれば A' の $a' b'$ 及び $a b$ に A の $a + b$ 及び b が對應する。

二の體が同態なるときは一方の體に於て成立する命題は他方の體に於ても同様に成立する。(此等の言ひ方は甚だ不完全であるが茲には嚴密に叙述する暇のないことを遺憾とする)。此の用語を用ふれば有限のエレメントよりなる體はエレメントの數が同一ならば常に同態なりと云つて差支へない。例へば K の 7^2 個のエレメントよりなれる體は孰れも K とイソモルフであると見ることが出来る。故に有限個のエレメントよりなれる體を研究するには一の具體的表現例へば 7^2 個のエレメントよりなれるものに於ては前例 K の如きものをとつて之について講究しても一般妥當性を缺くことはない筈である。

四

以上の如く吾人は第二及び第三節に於て群及び體の同態とは何を意味するかを知つた。而して吾人は之と同一の思想を更に擴張して數學の他の研究對象にも適用することが出来るであらう。一般的にいへば二の體系 S 及び s があつて兩體系

の、エレメントの間に一々の對應が成立し、Sに於て妥當なる性質はsに於ても亦同様に妥當なる場合には兩者の體系は同態であると名けられるのである。

群に於ては之を構成するエレメントの數が同一であつても二の群は必しも同態であるとは限らない(二の例を見よ)が、體に於ては同數の有限なるエレメントよりなれる體は常に同態である(三の例を見よ)。かくして數學の研究對象を定義せる公理體系には二種の別あることが知らるゝのである。數學の研究對象とは一體系をなせる若干の公理によつて定められたるエレメントの集合例へば群或は體の如き)をいふのである。今一の公理體系CがあつてCを満足する對象が孰れも同態なることさ、は此體系は範疇的 (Categorical) と云はれ、之に反する場合には非範疇的 (Non-categorical or disjunctive) と稱せられる。例へば有限體に於ては之を構成するエレメントの數が一定せる場合には二の體は常に同態なるが故に有限體を定義せる公理體系は範疇的であるが、群に於ては非範疇的である。(範疇的といふ語はヴェブレンによつて始めて導入せられたのである。前掲ヴェブレンの論文を参照せられし)。範疇的體系をなせる公理によつて定められたる對象を掲ぐれば先づユークリッドの幾何學(點及びオリダー)に就いて範疇的なのである(を初め、整數、有理數、實數及び複素數等を教へる

718
ことができるであらう。(Huntington: Trans. Amer. Math. Soc. Vol 3. (1902) 4, 6, 參照)。實は

此等のものについて詳しく述べたいのであるがあまり長くなるから他日の機會に譲り茲には前二例によつて公理體系の二種を暗示するに止める。

以上の如く範疇的體系にて定められたる對象は孰れも同態なるが故に之を研究するに一の具體的表現をとつてしても一般妥當性に於て缺くる所はない譯である。換言すれば研究對象を構成せるエレメントが公理又は公準を満足する範圍内に於てエレメントに如何なる内容を與へても異なる結果は決して出ない。例へばユークリッド幾何學に於て點線等に直觀又は思惟より來れる如何なる内容を與へてもその結果は常に同一であるから、ユークリッド幾何學を學ぶには普通になす如く圖形によつて論じても少しも差支がないのである。之と同様に普通の數を取扱ふ場合にも之れに與へられたる内容の如何に係らず、公理を満足する範圍内に於ては常に同一の命題を得るであらう。茲に於て公理が範疇的體系を爲せるときは之等が完全に一の數學的研究對象を定義するとも云ひ得るのである。ハンチングトンが「範疇的」といふ語の代りに「充全的」(sufficient)といふ用語を使用したのも尤もであると云はねばならぬ。

以上の如く範疇的體系によつて定められたる對象を研究するには一の具體的表現をとれば十分であるが、非範疇的體系によつて定義せられたる數學的對象の研究には一の具體的表現のみを取扱つては一般的妥當性が得られない。即ちエレメントに與ふべき内容或は具體的表現の如何によつては異なる對象が生じ、別種の數學が構成せらるゝのである。抽象的にエレメントを無内容なる記號として取扱はるる場合に生ずる命題はエレメントに對し種々なる内容を與へて得べき對象に共通なる性質を示してゐるのである。

吾人はこの小論の最初の節に於て、エレメントを全く無内容なる記號と見なし若干の公理によつて果して數學の一分科を完全に特徴づけることができるかを疑問とした。而してこの問題の解答は要するに公理の體系の性質如何によつて然りともなり否ともなることを豫示して置いた。吾人は茲に於てこの問題に對する明答を與ふることができると思ふ。即ち公準體系が範疇的であつて論理的關係が考へられてゐるときはこの疑問は肯定的に解答せらるゝのである。何となれば範疇的公理體系によつて規定せられたる數學的對象はエレメントに與ふる内容の如何に關らず常に同一の結果を得るからである。故に全く無内容なる記號としてのエレ

メントは之を定義する公理體系が範疇的なるときは數學の一分科を完全に特徴づけることができるのである。

古來の數學は完全に與へられたる公準又は公準から形式論理に依て演繹せられたるものではない。線、點、數等には直觀又は思惟より來れる何等かの内容を有せるものとして演繹せられたものである。一言にしていへば古來の數學は一種の具體的表現である。それにも拘らず古來數學が他の諸科學と異つて一般妥當性を有すと考へられたのは——而して現今に於ても多くは確實なる妥當性を有すと考へられるのは抑々何故であるか。十九世紀以前の數學に於ては與へられたる公理は固より不完全であるが數學の研究者が互に相許せし(自覺してゐたか否かは別として)方法又は意味をとり、だして公理體系を構成すれば盡く範疇的となるものゝみであつた。點、線等の内容の如何に關ちず彼等の數學が一般的妥當性を失はなかつたのは一にこの理由からであらう。

然し古來の數學的研究對象を規定する公理體系が何故に範疇的であつたか。此の問題の研究は他日を待つこととして茲にはたゞ數學的對象を規定する公理體系には二種の別あることを述ぶるに止めて置きたいと思ふのである。